

○松山市青少年センター条例施行規則

平成16年3月31日

教委規則第11号

改正 平成24年10月11日教委規則第7号

平成25年4月1日教委規則第4号

平成27年3月31日教委規則第6号

松山市青少年センター条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、松山市青少年センター条例（平成16年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（青少年）

第2条 条例第3条第1項第1号に規定する青少年は、12歳（小学生を除く。）以上35歳未満の者とする。

（開館時間等）

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、第6条の規定により個人登録者が利用する場合の体育室及び体育館については、午前9時から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、開館時間及び利用時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第3日曜日

(2) 12月27日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（個人登録）

第5条 条例第3条第1項第1号に規定する者のセンターを個人で利用しようとする場合の条例第5条の規定による登録の申請は、その記載事項が確認できる書類を提示して松

山市青少年センター個人利用登録申請書（第1号様式）を教育長に提出することにより行うものとする。

- 2 教育長は、前項の登録をしたときは、申請者に対して松山市青少年センター個人利用登録証（第2号様式。以下「個人登録証」という。）を交付する。
- 3 個人登録証の交付を受けた者（以下「個人登録者」という。）は、登録した事項に変更があったとき又は当該個人登録証を破損し、若しくは紛失したときは、速やかに教育長に申し出て、必要な手続をしなければならない。
- 4 個人登録証の有効期間は、登録の日から4年の期間を経過しない3月31日までとする。ただし、学生・生徒については、登録の日から卒業見込みの年度の3月31日までとする。
- 5 教育長は、特別の理由があると認めるときは、前項の個人登録証の有効期間を伸縮することができる。

（個人利用）

第6条 個人登録者は、センターを利用するときは、個人登録証を職員に提示することにより利用の許可を受け、その指示に従わなければならない。

（団体登録）

第7条 個人登録者（中学生及び高校生を除く。以下この条において同じ。）は、教育長の登録を受けることにより、センターを団体で利用することができる。

- 2 前項の登録を受けようとする団体は、松山市青少年センター団体利用登録申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて教育長に申請しなければならない。
- 3 団体の登録の要件は、次のとおりとする。
  - (1) 個人登録者5人以上で組織された団体であること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める要件に該当すること。
- 4 教育長は、第1項の登録をしたときは、申請者に対して松山市青少年センター団体利用登録証（第4号様式。以下「団体登録証」という。）を交付する。
- 5 団体登録証の交付を受けた団体（以下「団体登録者」という。）は、登録した事項に変更があったとき又は当該団体登録証を破損し、若しくは紛失したときは、速やかに教育長に申し出て、必要な手続をしなければならない。
- 6 団体登録証の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、年度途中における登録の有効期間は、当該年度の3月31日までとする。

(団体利用)

第8条 団体登録者は、センターを利用するときは、松山市青少年センター利用申込書(第5号様式。以下「利用申込書」という。)を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申込みは、利用する日の1月前の日の属する月の20日から受け付けるものとする。

3 登録団体の利用に当たっては、毎月15日(その日が土・日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日であるときは、その日前の直近のこれらの日でない日とする。)に登録団体の代表者で組織する松山市青少年センター利用団体代表者会において、利用施設の決定その他あらかじめ必要な調整を行うものとする。

4 松山市青少年センター利用団体代表者会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

5 教育長は、登録団体の利用の許可をしたときは、松山市青少年センター利用許可書(第6号様式。以下「利用許可書」という。)を申込者に交付する。

6 利用の許可を受けた者は、センターを利用するときは、利用許可書を職員に提示し、その指示に従わなければならない。

(その他の利用)

第9条 条例第3条第1項第2号に規定する団体及び同条第2項に規定する者(以下「その他の者」と総称する。)は、センターを利用するときは、利用申込書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 その他の者の利用の申込みは、次の区分に定める日から受け付ける。

(1) 条例第3条第1項第2号に規定する団体 利用の日の1月前の日の属する月の20日

(2) 条例第3条第2項に規定する者 利用の日の7日前

3 前条第5項及び第6項の規定は、その他の者の利用について準用する。

(利用の調整)

第10条 教育長は、大会議室その他センター本館の施設を個人登録者が利用しようとする場合においては、当該個人登録者に利用させる施設の割り振りその他センターの管理上必要な調整をすることができる。

2 個人登録者は、センター本館の施設、体育室又は体育館を登録団体又はその他の者が利用しているときは、当該施設を利用することができない。

3 個人登録者の体育室又は体育館の利用は、1回につき1時間とする。

(使用料の減免)

第11条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、書面により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が適当と認めたときは、別に定める手続によることができる。

2 使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 近隣の自治会・町内会等が地域行事その他公益的な事業のために利用する場合 全額

(2) 市が市民を対象とした会議等の開催のために利用する場合 全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益その他特別の理由があると教育長が認めた場合  
その都度教育長が定める額

(使用料の還付)

第12条 条例第12条の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他利用者の責によらない事由により利用できなくなった場合 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、相当の理由があると教育長が認めた場合 その都度教育長が定める額

(指定管理者に関する読替え)

第13条 条例第18条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第3条第3項、第4条第2項、第7条第3項第2号及び第8条第4項の規定の適用についてはこれらの規定中「教育長が」とあるのは「指定管理者が教育長と協議して」と、第5条第1項から第3項まで、第7条第1項、第2項、第4項及び第5項、第8条第1項及び第5項、第9条第1項並びに第10条第1項の規定の適用についてはこれらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第5項の規定の適用については同項中「教育長は」とあるのは「指定管理者は、教育長と協議して」と、第11条第1項の規定の適用については同項中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、「教育長が」とあるのは「指定管理者が教育長と協議して」とする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書の規定は、同年10月1日から施行する。

(松山市青少年センター運営審議会規則の廃止)

- 2 松山市青少年センター運営審議会規則（昭和47年教育委員会規則第6号）は、廃止する。

付 則（平成24年10月11日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日教委規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

松山市青少年センター個人利用登録申請書

年 月 日

(宛先)

松山市青少年センターを利用するにあたって登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登録番号	
登録日	
有効期限	
氏名	
フリガナ	
性別	
生年月日	
郵便番号	
住所	
電話	
メール	
学校名	
学部	
学科	
修学年数	
学年・組	


私は、利用のきまりを守り、職員の指示に従って利用することを承諾します。

署名

\_\_\_\_\_

第2号様式(第5条関係)

(表)


松山市青少年センター個人利用登録証
No. 有効期限            年    月    日

(裏)

<ul style="list-style-type: none"><li>●施設利用時は、この証を受付に提示してください</li><li>●係員に提示を求められた際は指示に従ってください</li><li>●この証は他人に転貸することはできません</li><li>●施設内では係員の指示に従ってください</li></ul>
---

(宛先)

申請者氏名

電話番号

松山市青少年センターを団体利用するに当たって登録を受けたいので、次のとおり申請します。

団体名カナ	
団体名	
主な活動内容	<input type="checkbox"/> 文化活動（ ） <input type="checkbox"/> スポーツ活動（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
代表者名	
メンバー数	

メンバー一覧

登録番号	氏名	登録番号	氏名
(1)		(11)	
(2)		(12)	
(3)		(13)	
(4)		(14)	
(5)		(15)	
(6)		(16)	
(7)		(17)	
(8)		(18)	
(9)		(19)	
(10)		(20)	

添付書類 条例第3条1項第2号に規定する団体である場合は、会則、役員名簿等

私は、利用の決まりを守り、職員の指示に従って利用することを承諾します。

署名

\_\_\_\_\_


(職員記入欄)

登録番号	
登録日	
有効期限	



第4号様式(第7条関係)

(表)


松山市青少年センター青少年団体登録証
No.
有効期限            年    月    日
代表者

(裏)

<ul style="list-style-type: none"><li>●施設利用申請時は、この証を受付に提示し、利用申込みの手続をしてください</li><li>●利用当日は、許可証を受付に提示し、指示に従ってください</li><li>●この証は他の団体に転貸することはできません</li><li>●登録内容に変更があった場合は、すみやかに変更届を出してください</li><li>●利用予約は利用月の前月の20日から受け付けます</li><li>●この証の有効期限は、登録年度の3月31日までとします</li><li>●この証の更新手続きは、有効期限の1月前から受け付けます</li></ul>
---

第5号様式(第8条関係)

松山市青少年センター利用申込書

年 月 日

(宛先)

申込者名  
電話番号  
許可条件等確認署名

松山市青少年センターを利用したいので、次のとおり申し込みます。

団体名等		登録番号	
代表者住所			
代表者名			
利用施設			
利用日時	年 月 日( ) 時 分～ 時 分		
利用目的		利用人数	人
利用備品類			
備考		利用種別	
許可条件	1. 松山市青少年センター条例, 同施行規則を守ること。 2. 利用後は, 整理・整頓して原状に復しておくこと。 3. その他( )		

第6号様式（第8条関係）

松山市青少年センター利用許可書

年 月 日

(宛先)

申込者名  
電話番号

松山市青少年センターの利用について、次のとおり許可します。

団体名等		登録番号	
代表者住所			
代表者名			
利用施設			
利用日時	年 月 日( ) 時 分～ 時 分		
利用目的		利用人数	人
利用備品類			
備考		利用種別	
許可条件	1. 松山市青少年センター条例，同施行規則を守ること。 2. 利用後は，整理・整頓して原状に復しておくこと。 3. その他( )		

第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

第 3 号様式 (第 7 条関係)

第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 5 号様式 (第 8 条関係)

第 6 号様式 (第 8 条関係)